町内の畑、遊休地の雑草処理についてのお知らせ

町内の畑、遊休地の雑草が、たいへん伸びてきています。空き地の雑草の放置は近隣住民への迷惑となり、また害虫の発生やゴミの投げ捨て、野火の発生の原因ともなります。空き地所有者、管理者の方は早急に雑草の処理をお願いいたします。

　なお、高齢の方や自前で雑草の処分が困難な方は所有者が直接、業者または生産組合などに委託してください。早急な対応をお願いいたします。